

◎新潟県告示第965号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画として、三面川水系河川整備計画を定めたので、当該河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成27年7月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦